

答申第163号

(諮問第216号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年7月7日付けで行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、令和7年6月22日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

大分県〇〇児童相談所（以下「児相」という。）では、里親家庭の状況や待機期間などを踏まえ、里親担当が打診順位を付したリストを作成している。令和2年度に特別養子縁組里親として登録された私達夫婦のリスト順に加え、現在に至るまで登録・抹消された他の夫婦について、リスト内での変動を、変更の都度、時系列で示されたい。個人名は不要だが、同一夫婦と識別できる符号等を付し、年度内の変動も含め一覧の推移を示すこと。他の夫婦がいつ登録され、どの時点で私達より上位となったかを把握するために必要である。順位が置き換えられたか否かは、登録・抹消の動向により、リスト内の変化が明らかでなければ判断できないため、変遷を追える形での開示を求める。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、以下の理由により保有個人情報不開示決定を行い、令和7年7月7日付けで開示請求者（審査請求人）に通知した。

不存在（該当文書を作成していないため）

3 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和7年9月3日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

児相の虚偽記載に基づく審査請求に係る処分を取り消し、保有個人情報を全部開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求の理由

児相は、保有する個人情報を公開しない理由として「不存在（該当文書を作成していないため）」としているが、実際には該当文書の存在が強く推認される。

こども家庭庁の「里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、第三者評価の在り方に関する調査研究（令和4年度こども・子育て支援推進調査研究事業）」（正式名称「里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、第三者評価のあり方に関する調査研究報告書（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」（以下「こども家庭庁調査研究資料」という。))において、「里親家庭の状況や待機期間などを踏まえ、里親担当が打診順位を付したリスト」について言及している。この資料の作成には当時の大分県こども・女性相談支援センター長及び児相所長が委員として関与している。

令和7年7月28日、児相職員に、当該資料は職員の発言を基に作成されていることを踏まえ、里親家庭の状況や待機期間などを踏まえ、里親担当が打診順位を付したリスト」の存在について確認したが、「存在しない」との回答だった。

当該児相所長は、在職中から、養育里親事業の業務委託先であるNPO法人の設立に関与し、退職後も当該法人の役員を務めるなど、児相やこども・家庭支援課と密接な関係性を築いている。こうした密接な関わりのもとで、自分たちの都合を優先し、事実を隠蔽する姿勢は極めて問題であり、組織の信頼性を根本から損なうものである。

イ 委員の除斥について

行政不服審査会においては、委員に直接の利害関係がない場合でも、同一大学に所属する教員が関与することにより、公平性や中立性に疑義を抱かれやすい。審査会の信頼を確保するため、当該大学関係者を当該審査から除外する運用についてご検討願いたい。（原文ママ）

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件不開示決定処分の妥当性について

審査請求人が開示請求を行った「里親家庭の状況や待機期間などを踏まえ、里親担当が打診順位を付したリスト」は不存在である。

ただし、児相においては養子縁組里親名簿（以下、「名簿」という。）を、委託先を総合的に判断するために保有している。

名簿には、登録している里親に整理番号を付与し、各里親家庭の状況を記載している。名簿にある整理番号は、登録認定を受けた各里親を識別するためのものであり、委託打診順位を示すものではない。

よって児相が行った法第82条第2項に基づく、不開示決定処分は妥当と判断する。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論で、公文書の存在に関連するものは、おおむね次のとおりである。

- 1 「こども家庭庁調査研究資料」に、「里親担当で待機者の打診順位を付したリストを作り、里親家庭の状況も把握。現在の待機期間（認定～委託まで）は約2年。」と記載されている。
- 2 また、当該資料の作成の基となる「ヒアリング調査詳細メモ」には、大分県の回答として「すべて児相でやっている。里親班で待機者リストを作り、赤ちゃんがきたらすぐに縁組に向けて動けるように準備をしている。待機者の順位付けもしていて、状況も把握している。」と記載されている。

当該メモについて、作成を請け負った企業から、修正点等の有無に関する照会メールが送付されている。当該メールは関係職員間で内容を確認するよう回覧され、押印もされていることから、言い間違いや個人の意見の表明ということで説明できるものではない。
- 3 こども家庭庁の里親委託ガイドラインには、養子縁組里親の委託にあたり、「一定の年齢に達していること等だけをもって一律に排除するのではなく、こどもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討する」と定められている。

特別養子縁組里親の選定においては、名簿順としながらも、実際には年齢基準に基づき順位の変更が行われている。児相職員との面談の際にも、里親の年齢をマッチングの基準としていることがうかがえる発言があることから、こうした運用が行われている。
- 4 弁明書に記載された「委託先を総合的に判断するために保有している。」との説明は、実態とかけ離れた形式的なものに過ぎず、里親委託ガイドラインから逸脱し、年齢等を理由として委託の打診順位を変更している実態を、公的な検証に晒されることから回避する意図の下で構成された説明である。
- 5 以上により、「里親家庭の状況や待機期間などを踏まえ、里親担当が打診順位を付したリスト」は実務上運用されていると認められ、当該リストは公的な検証にさらされることを回避する目的の下で秘匿されているものと認められる。これを不存在とする本件不

開示決定は合理性を有せず、不当であり、取消しが相当である。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、こども家庭庁が作成した「里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、第三者評価の在り方に関する調査研究報告書（令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」に記載された「里親担当で待機者の打診順位を付したリスト」である。

2 本件対象公文書の不存在について

（1）本件関係公文書等について

① 里親管理の全体構造

こども・家庭支援課及び児相において、里親選定・委託打診の判断を行う際の関連文書は、以下のとおりである。

ア 養子縁組里親登録台帳（こども・家庭支援課管理）

大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の審査を経て登録された里親を、登録年月日順に記載している。

登録状況の記録に使用しており、登録を抹消した里親についても台帳から削除していないため、掲載順を変更することはない。

イ 養子縁組里親名簿（児相管理）

養子縁組里親に関する情報を管理するため、こども・家庭支援課から新たに登録された里親に関する情報提供を受ける都度、更新し、連絡先等の情報を追加し作成・管理している。

上記台帳（ア）の登録順に掲載しており、打診順位を付したり、委託の順番を示すために掲載順を変更したりする運用は行っていない。

縁組に至ることなく登録抹消となった里親については名簿から削除しているが、縁組が成立し登録抹消となった里親については、その後の経過観察等のため、引き続き掲載を継続している。

② 委託打診順位の決定方法

里親制度は、里親のための制度ではなく、こどもに適切な養育環境を確保することを目的とした制度である。そのため、こどもと里親のマッチングは、以下の方法により個別に判断される。

名簿の掲載順により機械的に決定するのではなく、当該こどもの事情（年齢、健康状態、特別な配慮の要否等）及びニーズを総合的に勘案し、より適切な養育環境を提供できる里親を登録里親の中から個別に検討・選定する。

登録里親の中から打診を検討・選定するにあたっては、こどもごとに事情が異な

るため、事前に受け入れるこどもの事情等が明らかになっていない状況で、固定的な優先順位を付することはない。

③ 本件対象公文書（打診順位を付したリスト）の存否

実施機関に確認したところ、上記のとおり、委託打診に係る判断はこどもごとの事情を踏まえて個別に行われており、あらかじめ固定的な順位付けを行う運用はしていない。このため、「里親担当で待機者の打診順位を付したリスト」という形式の文書は作成されておらず、実施機関において保有していないものと認められる。

（２）現地調査の実施

当審査会は、事務局を実施機関へ派遣し実地調査を行ったところ、本件対象公文書の存在を確認することはできなかった。

（３）「こども家庭庁の資料での言及」について

審査請求人が指摘した「こども家庭庁調査研究資料」に、「里親担当で待機者の打診順位を付したリストを作り、里親家庭の状況も把握。」との記載があることについて、当審査会が実施機関に確認したところ、当該記載は当該研究資料の校正段階で実施機関による確認が十分に行われなかったことに起因するものであり、児相における現在の実務を正確に反映したものではないことが確認された。

以上（１）～（３）により、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、また、現地調査においても、当該文書は確認されなかったことから、「里親担当で待機者の打診順位を付したリスト」という形式の文書が実務上作成されていないことが合理的に認められる。

（４）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、虚偽記載や組織的背景に関する主張をしているが、当審査会は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）により与えられた権限に基づき、請求者からの保有個人情報開示請求に対し実施機関が行った公文書の開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

なお、審査請求人は、反論書において、養子縁組実態調査票を根拠として不当な運用が行われている旨主張しているが、これを含むその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

（５）除斥事由の判断について

審査請求人は、委員に直接の利害関係がない場合でも、公平性や中立性に疑義を抱かれやすいため、本件関係人と同一大学に所属する委員を、本件審査から除外すべきである旨主張している。

これに対し、大分県情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第5項では、委員の除斥事由として「特別の利害関係を有する場合」と規定している。当該「特別の利害関係」の解釈にあたって、総務省の情報公開・個人情報保護審査会運営規則に規定されている事項を参考に検討した結果、同一の大学に所属しているという事情のみでは、特別の利害関係を有するとは認められないため、当該委員は除斥事由に該当しないものと判断した。

2 結論

以上から、本件対象公文書が不存在であることについては事実として認められる。

3 付言

本件で提示された「こども家庭庁調査研究資料」に「里親担当で待機者の打診順位を付したリストを作り、里親家庭の状況も把握。」との記載があったことから、審査請求人が本件対象公文書の存在について疑念を抱いたことには、一定の理由があるものと認められる。

実施機関が、審査請求の審理等において、当該記載と自らの実務との相違について説明等の機会を設けていれば、審査請求人の疑念は相当程度軽減されたと考えられる。

今後、同様の事態が生じることのないよう、実施機関においては、作成する関係資料等には、自らの実務や運用実態を正確に反映させるべきである。また、誤解を招きかねない表現等が認められた場合には説明の機会を設けるなど、適切な対応を講ずることが望ましい。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和8年4月2日	諮 問
令和8年6月24日	事案審議（令和8年度第3回審査会）
令和8年7月29日	事案審議（令和8年度第4回審査会）
令和8年9月18日	答申決定（令和8年度第5回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	

加 納 雅 子	元大分市立駕野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	